

# 役員等報酬規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松峰会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

## 第2章 報 酬 等

(理事会及び評議員会の報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき及び理事長の命によりその他の法人業務に携わったときは、次のとおり日当並びに実費弁償費を支給する。

理事会出席等従事時間	報酬額 (日額)	費用弁償
4. 5時間以内	0円	実費分
4. 5時間以上	10,000円	実費分

2 評議員が評議員会に出席したときは、次のとおり日当並びに実費弁償費を支給する。

評議員会出席等従事時間	報酬額 (日額)	費用弁償
4. 5時間以内	0円	実費分
4. 5時間以上	10,000円	実費分

3 役員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は、適用しない。ただし、職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額 40,000円

(交通費)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条第1項第2項の役員等については、交通費届によって申し込まれた金額をその都度現金にて支払を行う。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収書

等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

- (2) 移動距離 4 km未満の場合及び交通手段が自転車並びに徒歩の場合は支給しないものとする。

交通手段	交通費
原動機付自転車（125 cc未満）	kmあたり 5円
普通自動車	kmあたり 10円
公共交通機関（電車・公共バス等）	実費分

- 2 第3条第1項第2項の役員において施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 理事長の命により、役員が法人業務のため出張する場合は、出張旅費として、交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分し支給する。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。ただし、宿泊費の1日あたりの上限を20,000円とする。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

(出張旅費の仮受け)

第6条 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受することができる。

(出張旅費の精算)

第7条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

## 第4章 慶 弔

(受章祝金)

第8条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、千葉県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、次のとおり祝金を支給する。

区分	支給基準額
千葉県知事、厚生労働大臣表彰受章のとき	20,000円
国の褒章制度による褒章受章のとき	30,000円
理事長が指定した褒章	10,000円以上30,000円以内

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、次のとおり傷病見舞金を支給する。

区分	支給基準額
私傷病見舞金	10,000円
業務上の傷病による見舞金	30,000円

(弔慰金)

第10条 役員等が死亡したときは、次のとおり、相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花または弔電を供えることができる。

対象者	支給基準額	備考
理事長	50,000円	生花または弔電
その他の役員	10,000円	

(親族等への香華料)

第11条 役員等の親族等が死亡したときは、次のとおり、香華料を支給するほか、葬儀に際して生花または弔電を供えることができる。

対象者	支給基準額	備考
配偶者	10,000円	生花または弔電
役員実父母		
子		

## 第5章 雑 則

(兼務職員)

第12条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改 正)

第13条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。